

(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 9月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧等	2
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	2
(1) 公告の日	2
(2) 公告の方法	2
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和元年8月1日(木)

(2) 公告の方法

① 令和元年8月1日(木)付けで、次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・大分合同新聞(朝刊:24面)

[別紙1参照]

② 上記の公告に加え、次の広報誌等に「お知らせ」を実施した。[別紙2～4参照]

・大分市広報 おおいた (令和元年8月号)

・臼杵市広報 うすき (令和元年8月号)

・関西電力株式会社ホームページ

・自治体(大分県、大分市、臼杵市)ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎11箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・大分県庁 生活環境部 環境保全課(大分市大手町3丁目3番1号)

・大分市役所 環境部 環境対策課(大分市荷揚町2番31号)

・鶴崎市民行政センター(大分市東鶴崎1丁目2番3号)

・植田市民行政センター(大分市大字玉沢743番地の2)

・大在市民センター(大分県大分市政所1丁目4番3号)

・坂ノ市市民センター(大分市坂ノ市南3丁目5番33号)

・佐賀関市民センター(大分市大字佐賀関1407番地の27)

・本神崎連絡所(大分市大字本神崎844-2)

・一尺屋連絡所(大分市大字一尺屋2037番地)

・臼杵市役所 市民部 環境課(臼杵市大字臼杵72番1)

・佐志生連絡事務所(臼杵市大字佐志生2057-3)

② インターネットの利用

関西電力株式会社ホームページに掲載した。

(4) 縦覧期間

令和元年8月1日(木)から令和元年9月2日(月)までとした。縦覧時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者の総数 23名

(内訳)

① 自治体庁舎

・大分県庁 生活環境部 環境保全課	0名
・大分市役所 環境部 環境対策課	2名
・鶴崎市民行政センター	1名
・植田市民行政センター	1名
・大在市民センター	0名
・坂ノ市市民センター	0名
・佐賀関市民センター	2名
・本神崎連絡所	2名
・一尺屋連絡所	2名
・臼杵市役所 市民部 環境課	6名
・佐志生連絡事務所	7名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時

- 1回目：令和元年8月24日(土) 14時00分～16時00分
- 2回目：令和元年8月25日(日) 10時00分～12時00分

(2) 開催場所

- 1回目：臼杵市中央公民館 (臼杵市大字臼杵浜2-107-562)
- 2回目：坂ノ市公民館 (大分市坂ノ市西1-10-6)

(3) 来場者数

- 1回目：16名
- 2回目：16名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年8月1日（木）から令和元年9月17日（火）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会での意見書提出 [別紙5-1 参照]
- ② 関西電力株式会社への郵送及び電子メールによる提出 [別紙5-2 参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は32件であった。

- ① 縦覧場所における意見書数 (意見書数)
 - ・ 大分県庁 生活環境部 環境保全課 0通
 - ・ 大分市役所 環境部 環境対策課 0通
 - ・ 鶴崎市民行政センター 0通
 - ・ 植田市民行政センター 0通
 - ・ 大在市民センター 0通
 - ・ 坂ノ市市民センター 1通
 - ・ 佐賀関市民センター 0通
 - ・ 本神崎連絡所 0通
 - ・ 一尺屋連絡所 0通
 - ・ 臼杵市役所 市民部 環境課 0通
 - ・ 佐志生連絡事務所 1通
- ② 説明会における意見書数 (意見書数)
 - ・ 1回目 0通
 - ・ 2回目 2通
- ③ 弊社への郵送及び電子メール等による意見書数 (意見書数)
 - 5通

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の12の規定に基づく、準備書についての住民等からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	6. 工事用道路は舗装する？ 一般供用可？ 風発内の立入りは？ フェンス、施錠？	工事用道路の内、風力発電所の建設後も管理用道路として使用する部分については、基本的には舗装する計画としております。風力発電施設及び管理用道路等につきましては、安全管理及び廃棄物の不法投棄防止等の観点から、立入禁止を検討していますが、地元住民等による管理用道路等の使用につきましては、地元地区、関係行政と協議の上、検討してまいります。

2. 環境全般

No.	意見の概要	事業者の見解
2	ここ佐志生は、ごく普通に気持ちよく暮らせる、うってつけの場所と思います。だれもが、気持ちよく健康を維持しながら生活できる最も大切な状態こそ、環境保全が、守られていることだと思います。 日本のあちこちに風力発電ができ始めて、時々、耳にする低周波騒音のことが、最も気になります。独では、5km以上離れていることが、条件だそうです。その点をもっと深く考えてほしいです。次に、山を切って、つくれば今、次々とおきている土砂くずれ、下の人々の生活をおびやかすこの心配はどうなるか。この二点が、特に気になります。詳しい調査結果が、詳しくかかれています。上記の二点について、もっと説得力のある説明を聞きたいです。	低周波音の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成31年3月）及び国、関係行政にて審議頂いた方法書に基づき、調査、予測及び評価を行いました。その結果、低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じること、実行可能な範囲内での影響の低減が図られているものと評価しております。 なお、「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、2019年3月）によれば、風力発電施設の稼働に伴う低周波音のうち可聴域以外のもの（超低周波音）については、影響のおそれが少ないとの研究成果・調査実績があり、評価項目の簡素化を図るべきと記載されています。 低周波音に関して、独では5km以上離れていることが条件とのことですが、そのような事実は確認されませんでした。

No.	意見の概要	事業者の見解
		土砂災害に関しては、改変区域は主に森林法第10条の2による林地開発許可の対象となる森林であることから、大分県林地開発許可基準や関係行政からの指導等に基づき、地元住民の生活に重大な支障を及ぼすことがないよう、今後、詳細な工事設計を進めてまいります。 本事業については、地元住民のご理解を得るため、環境影響評価法に基づく住民説明会をはじめ、地元住民を対象とした地区説明会を開催いたしました。今後も事業者として、本事業へのご理解深めていただけるよう、引き続きご説明をさせていただく所存です。

3. 水環境

No.	意見の概要	事業者の見解
3	私は、森林組合で仕事しておりますが、水環境や土砂災害について懸念しております。 まず、対象事業区域が17haと広く、林地開発を行うとの事ですが、説明会では排水の沈砂池が、少雨の時と40mm/hの2通りで計算し、40mm/hの時は沈砂池より放流するとの事でした。現在は時間当たり100mm以上降る事も多くあり、40mmの設定では下流に大量の泥水が流水、林道の崩落や土砂崩れをおこしかねません。80mm/h降った時の想定してみてもはどうでしょうか。特に臼杵側は距離が短かく泥水が大量に出ることが予想されます。又下流にはミカン畑や海上には、魚の生簀もあり影響が心配されます。	改変区域は主に森林法第10条の2による林地開発許可の対象となる森林であることから、大分県林地開発許可基準や関係行政からの指導等に基づき、地元住民の生活に重大な支障を及ぼすことがないよう、今後、詳細な工事設計を進めてまいります。 また、工事中に発生する濁水に関しては、設置した沈砂池に集水し、土砂等を沈降させながら上澄み水のみを林地土壌に排水します。排水にあたっては、ふとん簾、しがら柵を設けた場所へ放流することで、土壌浸透の促進を図り、洗掘や土砂の流出を防ぐ等の対策を講ずることから、実行可能な範囲内で田畑や河川への濁水による影響の低減が図られているものと考えます。
4	5. 沈砂池のあふれた上澄み水が河川まで達しないということだが、ではこの水は林中に浸透するからOKということか？	
5	継続ルートにはミオスジが出来るのでは？	
6	浸透する林中は私有地？地権者の了解は？	
		調整池や沈砂池を設置するにおいて、地権者様には、大分県林地開発許可基準や関係行政からの指導等に基づき適切に設置する旨をご説明しております。

4. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
7	1. テンが生態系（当地）の上位というのがイマイチ理解出来ない～よく見かけるから上位???	対象事業実施区域実施及びその周辺の生態系において、上位種注目種として、現地調査で確認された種のうちキツネ、テン、サシバ、クマタカの4種を候補として抽出いたしました。これらの内、キツネは確認数が少ないこと、サシバは調査範囲内で繁殖が確認されたものの四季を通じて対象事業実施区域内を利用しないことから候補から除外しました。方法書で上位性注目種として想定していたクマタカは、調査範囲内で繁殖が確認されたものの、当該ペアの営巣地は最寄り風車からの距離が約2.7km離れており、また対象事業実施区域内でのハンティング行動等も確認されず、本事業との関連性が低いと判断し、候補から除外しました。テンは植物食傾向の強い雑食性の種ですが、対象事業実施区域において確認数が多く、生態系の上位に位置する種であると考え、専門家等の指導も踏まえて、テンを上位性注目種として選定しました。
8	2. クマタカのナワバリでハンティングもやる場所・エリアであるのに、影響小とは納得不可（クマタカのハンティングには、林中・林道でも行いオープンな所だけではない）	対象事業実施区域内において、クマタカのハンティング行動等は確認されませんでした。クマタカの生息環境への影響については、調査範囲内で1ペアの繁殖が確認されましたが、「猛禽類保護の進め方（改訂版）一特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」（環境省、平成24年）において、クマタカの営巣中心域は営巣木から約1km以内、高利用域は約1.5km以内とされていることに対して、当該ペアの営巣地は最寄りの風力発電施設から約2.7km離れており、想定される営巣中心域及び高利用域は改変されないと考えられることから、生息地及び営巣地への影響は小さいとしました。
9	3. 仮りにクマタカ（あるいはオオタカ等）の繁殖が確認された場合、回避（計画本数、コースの見直し）など検討するのか？	また、クマタカのハンティングが林内で行われた場合、定点観察調査ではハンティング行動が目視できないおそれがありますが、確認された繁殖ペアの営巣地は事業地から離れていることから、仮に対象事業実施区域内の利用があっても一時的なものであり、本事業による当該繁殖ペアの採餌環境への影響は小さいと考えております。
10	4. クマタカ等希少猛禽類への影響の有無の判定根拠は？ ex: 営巣木から〇〇kmとかコアエリア外とするととか・・・ 計画中の西方13基のエリアを含む	

No.	意見の概要	事業者の見解
11	7. クマタカ等の鳥類調査は、H29 年 1 月～H30 年 8 月の 1 年 8 ヶ月？ → クマタカ繁殖なし → 毎年繁殖しているとは限らない → これで判断している 大いに疑問	希少猛禽類の調査期間について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」（環境省、平成 24 年）では、2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査を行うこととされております。本事業では、平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月の 1 年 8 ヶ月の調査を実施しました。その結果、調査範囲内においてクマタカ 1 ペアの繁殖を確認しました。
12	再生可能エネルギーとなる風力発電施設そのものにつきましては、原則として私自身は賛成の立場ですが、今回の評価書等に関しては、次の疑問や意見を持っております。 1. 猛禽類のクマタカに関する調査期間（1 年 8 カ月）の短さについてです。 調査当初にはその存在を確認されていないことを考慮すると、本種 2 番が確認されてから最短 2 回以上の繁殖期を含む調査期間が必要と考えられます。即ち、この調査期間では 3 年以上が必要となります。 なぜならば、クマタカは、毎年繁殖するとは限らないこと、また、生息のためにはかなりの環境容量が必要なため、生息地、特に営巣地への執着性が極めて強いからです。 環境大臣の意見では「本事業による希少猛禽類等… 影響を回避・低減する観点から・時後調査を適切に実施」とありますが、それは、クマタカへの影響に関する慎重な事前調査（クマタカの繁殖頻度や複数の活用営巣木の確認等を含む）が大前提になるのではないのでしょうか？	希少猛禽類の調査期間について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」（環境省、平成 24 年）では 2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査を行うこととされております。本事業では、平成 29 年 1 月から平成 30 年 8 月の 1 年 8 ヶ月の調査を実施しました。その結果、調査範囲内においてクマタカ 1 ペアの繁殖を確認しました。 また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」（環境省、平成 24 年）において、クマタカの営巣中心域は営巣木から約 1 km 以内、高利用域は約 1.5km 以内とされていることに対して、当該ペアの営巣地は最寄りの風力発電施設から約 2.7km 離れており、想定される営巣中心域及び高利用域は改変されないと考えられることから、生息地及び営巣地への影響については小さいとしました。

No.	意見の概要	事業者の見解
13	3. バードストライクを回避できる仕組みの風力発電施設を事前に検討されたのでしょうか？ 今回示されたような「大型風力発電施設（直径8.6m等）」は、クマタカや他の渡りのタカ等の野鳥がバードストライクの被害にあっていることは、既存の事実です。 例えば、九州大学が開発した「風レンズ風車（上記被害がほとんどない）」の大型化・集約化への検討や試み等、「はじめてから大型施設ありき」ではなく、様々な施設に関する事前の検討は実際になされたのでしょうか？	本事業では、風力発電施設の安全性、信頼性を十分に確保すべく、採用実績があり、第三者機関による型式認証を取得した風力発電施設の採用を検討しています。 その上で、風力発電施設のブレード回転高さでの飛翔が確認された渡り鳥（ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ等）については、風力発電施設間は迂回可能な空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害及びブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいとしました。 ただし、これらのバードストライクに関する影響予測には不確実性を伴うことから、事後調査として風力発電施設周囲の死骸探索調査を実施することとします。万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
14	2. 本事業者（関西電力株式会社）及び委託先である「株式会社環境総合テクノス」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を考察し、コウモリ類の保全措置として、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下ではフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実施することは評価される。	本事業で採用を検討している風力発電施設は、カットイン風速以下の風速になるとフェザリングを行うため、ブレードはほとんど回転することはございません。また、本事業で採用を検討している風力発電施設は、カットイン風速の変更が可能です。
15	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下であってもブレードは回転するのか？	
16	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	
17	5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、例えば風速 5m/s 程度の弱風時であっても、フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	

No.	意見の概要	事業者の見解
18	6. 風速とコウモリの活動量の相関を予測に反映すること 本事業は風力発電事業だが、P743～P745 コウモリ類への影響予測（ブレード・タワー等への接近接触）において「風速とコウモリの活動量の相関」を反映していない。	コウモリ類のブレード・タワーへの接近に関する影響予測において、現時点で風速とコウモリの活動量との相関をブレードへの接近・接触の予測に反映する手法がないため、自動録音調査においてブレード回転域で確認された音声に該当するピーク周波数を持つ種のうち、性質として高所を飛行する種については、いずれもブレードへの接近・接触の可能性があるとして予測しました。ただし、影響予測は不確実性を伴っているため、運転開始後に事後調査を実施し、確認することとしています。万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
19	7. コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速(4m/s)以下」のフェザリングだけでは足りない。なぜなら事業者の調査によれば、コウモリは風速 5m/s でも活動しているからだ(P602)。よって、コウモリの保全措置として、コウモリの活動量が多い風速もフェザリングを行うこと。	コウモリ類の音声は、風速 10m/s 程度まで確認されており、コウモリ類の飛行によるブレード・タワーへの接近・接触の可能性があると考えられますが、環境保全措置として風力発電施設の基数を 16 基から 13 基に削減すること、カットイン風速以下でフェザリングを実施すること、夜間のライトアップを行わないこと等により、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと考えています。ただし、影響予測は不確実性を伴っているため、運転開始後に事後調査を実施し、確認することとしています。万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
20	8. 「4m/s」とした科学的根拠を述べよ 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置（フェザリング）を行うという。 風力発電機のカットイン風速は 4m/s とある。つまり、本事業においてコウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「4m/s」ということだが、事業者が閾値を「4m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎず「適切とは言えない」。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。	
21	9. 「4m/s」とした科学的根拠を述べよ 2 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置（フェザリング）を行うという。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「自動録音調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「保全措置の閾値」を決めるべきではないのか。	

No.	意見の概要	事業者の見解
22	10. コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	事後調査におけるバットストライク調査について、風力発電施設周囲の死骸探索を月2日程度、午前と午後等の複数回実施することを計画しています。また、スカベンジャーによる影響も考慮し、事前に専門家等の指導を得て、具体的な調査計画を策定します。なお、調査は専門の調査会社に委託することで、適切な調査を行います。 事後調査の結果、万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
23	11. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などのスカベンジャーが持ち去り、短時間で消失してしまう。 コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきだ。隔週（月2回程度）の頻度では、コウモリの事後調査として「不適切である」。	
24	12. コウモリ類の死骸探索調査について 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	
25	13. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	

No.	意見の概要	事業者の見解
26	本事業の風車建設予定地は希少猛禽類（オオタカ、ハイタカ、サシバ、ハチクマ等）の春秋の渡りルートとなっています。渡りをする鳥類は風を利用することが多く、見渡しの効く尾根筋を直線的に飛行します。今回、建設予定されている空域が正にその飛行ルートであり、回転する風車のブレードに衝突する危険性・確率は非常に高いものと考えられます。自然エネルギーを利用し、地球温暖化と向き合う本事業の主旨は理解できるものの、希少野生生物に対する悪影響を考えると、本事業の中止、あるいは風車建設予定地の変更を強く希望します。	風力発電施設のブレード回転高さでの飛翔が確認された渡り鳥（ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ等）については、風力発電施設間は迂回可能な空間が確保されていることから、移動経路の遮断・阻害及びブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいとしました。 ただし、これらのバードストライクに関する影響予測には不確実性を伴うことから、事後調査として風力発電施設周囲の死骸探索調査を実施することとします。万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。
27	建設予定地に生息あるいは通過する生きものが明らかになりましたが、それらを保護・保全するための措置を、県民が分かるように説明・提示してほしいと思います。 説明会に参加された方から、「バード・バットストライクについては建設後に事後調査を行い、もし影響が確認されればしかるべき策を講じる」旨の説明があったと聞きました。樺木山の尾根はワシタカ類や蝶類の渡りのコースであることに加え、コウモリ類のねぐらが多数あります。事後調査をした際、どの程度の結果で影響があると判断するのか、構造物を建てた後で講じられる策とはどんなものなのか、先進地の事例を挙げて説明をお願いしたいです。大分県内には、何十年も調査を続けてこられた生物研究者が数多くいらっしゃいます。現段階で想定し得る環境変化について彼らと十分に検討し、地域住民をはじめ県民へ丁寧に説明されることを望みます。	バードストライク及びバットストライクによる影響は、環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内で回避、低減が図られるものと考えておりますが、予測に不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとしております。 事後調査について、風力発電施設周囲の死骸探索を月2日程度、午前と午後等の複数回実施することを計画しています。また、スカベンジャーによる影響も考慮し、事前に専門家等の指導を得て、具体的な調査計画を策定します。なお、調査は専門の調査会社に委託することで、適切な調査を行います。事後調査の結果、万一、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を検討いたします。 事後調査の結果については、報告書にとりまとめ、関係機関へ提出するとともに、重要な種の保護に配慮した上で、ホームページ等により公表いたします。

5. 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	事業者の見解
28	2. 大分市が進める大分市森林セラピー事業の拠点「樅ノ木山森林セラピー」への環境影響が不明です。 このセラピーへの本施設による騒音や景観等への影響に関する事前の具体的調査結果は、どのようになっているのでしょうか？ また、その事前調査結果を基に、大分市の担当課やセラピー民間組織等へのご意見は聞かれたのでしょうか？	「樅ノ木山森林セラピー」への環境影響を評価すべく、方法書段階で大分市に調査手法や時期についてヒアリングを行い、その指導に基づき現地調査を行いました。現地調査では、森林セラピーに関する内容を踏まえた聞き取り調査、騒音調査を実施し、影響の予測及び評価を行いました。その結果は、「第 10 章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載のとおりです。また、景観については、「樅の木山セラピーロード」で最も眺望の良い「樅の木山山頂」からモンタージュ写真を作成し、影響の予測及び評価を行いました。その結果は、「第 10 章 10.1.7 景観」に記載のとおりです。

6. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
29	数年に渡ってしっかり調査し、データーを示されている事に安心致しました。 今後予想されている南海トラフ地震による倒壊被害が心配されますが、せめて人家が周辺にない事が安心材料の一つです。 個人的には、相続した時点で、現地に所有地があること（課税無し）全く知りませんでした。関電の方の来訪で初めて知りました。 よって、今後の手続き等はどの様に進めて行ったら良いのかわかりません。	本事業にご理解賜り、有り難うございます。 地震による倒壊につきましては、国の基準をクリアした事業計画とし、建設に万全を期する所存です。 所有地に関する手続き等につきましては、今後、必要に応じてご説明、ご相談を行い進めてまいりたいと考えております。
30	当該地区周辺における風力発電施設の設置事業については、とりわけ当組合および自治会への影響が大きい「エコファーム社」の計画について、「原野組合総会」をもよおし土地の使用をおことわりすることとし、反対の意見表示を明確にしています。 今般関西電力社の「環境アセスメントの評可準備書が縦覧に供されていることを知り、内容を十分に吟味する間もなく強い反対意見を持つ者および集団が存在することを公式に認知していただくことを第一義に、本意見書を差し入れます。 エネルギー問題が避けて通れぬ問題であり風力が一つの解の候補となり得ることを承知で意見します。	ご認識のとおり、再生可能エネルギーはエネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーであると考えており、関電グループとして積極的に開発を推進しています。 風力発電の地点選定の条件として、年間を通じて風が強く、近傍に住居等がなく、風車建設地点まで資機材を運ぶ道路があり、発電した電気を送る送電線が近くにあり、環境等への影響が軽微と予想されることなどが挙げられます。当地点は、そのような条件を満たしている風力発電の適地と考えております。本事業にご理解賜りますよう何卒、よろしくお願い致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	意見書 → 回答は HP 等?? 評価書アップする?	頂いたご意見につきましては、事業者としての見解を作成し、国、大分県他関係行政に提出するとともに、今後作成する予定の環境影響評価書に記載いたします。
32	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	頂いたご意見につきましては、要約せずに意見書に記載いただいた文書を正確に全文、掲載しております。

○大分合同新聞による公告

・ 令和元年 8 月 1 日（木）、朝刊 24 面に掲載

**（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書の公告**

環境影響評価法に基づき、「（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という）を作成しましたので、次のとおり公告します。

一、事業者の名称／関西電力株式会社
代表者の氏名／取締役社長 岩根 茂樹
主たる事務所の所在地／大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号

二、対象事業の名称／（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業
○原動力の種類／風力（陸上）
○規模／発電設備出力 二万六千キロワット
風力発電機の台数 十三基設置予定

三、対象事業が実施されるべき区域／大分県大分市及び臼杵市にまたがる行政区付近から大分市東部へと連なる尾根部

四、関係地域の範囲／大分市、臼杵市

五、縦覧の場所、時間／大分県庁舎別館五階環境保全課、大分市役所本庁舎四階環境対策課、鶴崎市民行政センター一階、植田市民行政センター一階、大在市民行政センター一階、坂ノ市民行政センター一階、佐賀関市民行政センター一階、本神崎連絡所一階、一尺屋連絡所一階、臼杵市役所一階環境課、佐志生連絡事務所一階（いずれも、土日祝日を除く開庁時）
左記の関西電力ウェブページでもご覧いただけます。
https://www.kepc.co.jp/energy_supply/energy_newenergy/wind/assessment.html
期間／令和元年八月一日（木）から令和元年九月二日（月）まで

六、意見の提出／準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函、もしくは、令和元年九月十七日（火）までに左記の問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）または電子メールにて送付ください。意見書については、先のウェブページからもダウンロード出来ます。

七、説明会を開催する場所、時間
○坂ノ市公民館（大分市坂ノ市西一十一） 令和元年八月二十五日（日）午前十時～正午
○臼杵市中央公民館（臼杵市大字臼杵浜二一） 令和元年八月二十五日（日）午後二時～同四時
八、公告事項へのお問い合わせ先／関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 事業開発第二グループ
〒五三〇・八二七〇 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号
電話 〇五〇（七）四六七三三
電子メール saiene.jg.yoka@a2.kepc.co.jp

○自治体広報誌に掲載したお知らせ

・ 広報おおいた 8 月号 (P15)

**「(仮称)大分・臼杵ウィンド
ファーム事業に係る環境影響
評価準備書」の縦覧・説明会**

大分市と臼杵市にまたがる尾根の一部に建設を計画している風力発電施設について、関西電力(株)が上記資料の縦覧と説明会を行います。

■ 縦覧: 期間…8月1日(木)～9月2日(月)
(土・日曜日、祝日を除く) 時間…午前9時～午後5時15分 場所…環境対策課(本庁舎4階)、鶴崎・植田市民行政センター、大在・坂ノ市・佐賀関市民センター、本神崎・一尺屋連絡所

■ 説明会: 日時…8月25日(日) 午前10時～正午 場所…坂ノ市公民館

問 環境対策課(☎537-5758)

風力発電事業に関するお知らせ

現在、臼杵市と大分市との市境において、2つの風力発電事業が計画されており、それぞれ環境影響評価法に基づく手続きが行われています。環境影響評価の手続きは、①配慮書の手続き→②方法書の手続き→③現地調査→④準備書の手続き→⑤評価書の手続きの順に進むことになっています。現在、先行するコスモエコパワーによる事業は5番目の評価書の手続きを、関西電力による事業は4番目の準備書の手続きをそれぞれ行っています。

環境影響評価では、住民の皆さんが関係する資料を見ることができるよう、段階に応じて事業者が縦覧(資料の閲覧)や住民向けの説明会などを行うことになっているので、お知らせいたします。

風力発電事業が計画されているエリア



関西電力による環境影響評価準備書の縦覧および住民説明会

対象事業の名称	(仮称) 大分・臼杵ウインドファーム事業(風力発電所設置事業)
対象事業の規模	発電設備出力 2万6千キロワット 風力発電機の台数 13基設置予定
対象事業実施区域	大分市および臼杵市にまたがる行政区付近から大分市東部へと連なる尾根部
縦覧期間	8月1日(木)～9月2日(月)
縦覧場所・時間	臼杵市役所環境課(臼杵庁舎1階)および佐志生連絡事務所 (市役所) 土・日・祝日を除く8:30～17:15 (佐志生) 土・日・祝日および8/13～15を除く8:30～17:00 以下のウェブページでもご覧いただけます。 https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/assessment.html
住民説明会	8月24日(土)14:00～16:00 臼杵中央公民館
問合せ先	関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部事業開発第二グループ ☎050-7104-6731

○当社ホームページに掲載したお知らせ

・令和元年8月1日（木）から掲載

再生可能エネルギーへの取組み 風力発電

(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧・説明会について

当社は、2019年7月31日付で「(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」(以下、準備書)およびその要約書を経済産業大臣、大分県知事、大分市長、臼杵市長に提出しました。

提出した準備書およびその要約書を、環境影響評価法の規程に基づき公表及び縦覧・説明会を実施します。

※閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

1. 準備書の公表

(1) 準備書

[表紙 環境影響評価準備書 \[PDF 148.16KB\]](#) 

[目次 \[PDF 263.46KB\]](#) 

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF 125.23KB] 

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF 9.65MB] 

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 [PDF 15.44MB] 

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF 5.56MB] 

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF 1.92MB] 

第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [PDF 1.54MB] 

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [PDF 274.97KB] 

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF 13.79MB] 

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [PDF 134.62KB] 

第10章 環境影響評価の結果 [PDF 57.46MB] 

第11章 環境影響評価準備書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
[PDF 130.82KB] 

第12章 その他環境省令で定める事項 [PDF 2.43MB] 

[資料編 \[PDF 762.07KB\]](#) 

(2) 準備書の要約書 [PDF 11.46MB]

準備書及び要約書は、2019年8月1日（木）から9月2日（月）の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

準備書及び要約書で掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 令元情複、第300号)

2. 準備書等の縦覧

(1) 縦覧場所

- 大分県庁舎別館生活環境部環境保全課（5階）（大分市大手町3丁目1番1号）
- 大分市役所本庁舎環境部環境対策課（4階）（大分市荷揚町2番31号）
 - ・鶴崎市民行政センター（1階）（大分市東鶴崎1丁目2番3号）
 - ・穂田市民行政センター（1階）（大分市玉沢743番地の2）
 - ・大在市民センター（1階）（大分市政所1丁目4番3号）
 - ・坂ノ市市民センター（1階）（大分市坂ノ市南3丁目5番33号）
 - ・佐賀関市民センター（1階）（大分市佐賀関1407番地の27）
 - ・本神崎連絡所（1階）（大分市大字本神崎844）
 - ・一尺屋連絡所（1階）（大分市一尺屋2037番地）
- 臼杵市役所市民部環境課（1階）（臼杵市臼杵72番1）
 - ・佐志生連絡所（1階）（臼杵市大字佐志生2057番地の3）

(2) 縦覧期間

2019年8月1日（木）から9月2日（月）
但し、上記施設開庁時。

3. 準備書に関する説明会

(1) 大分市

- ・日時：2019年8月25日（日）10時から12時
- ・場所：坂ノ市公民館（大分市坂ノ市西1-10-6）

(2) 臼杵市

- ・日時：2019年8月24日（土）14時から16時
- ・場所：臼杵市中央公民館（臼杵市臼杵浜2-107-562）

4. 意見書の提出

(1) 提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱へのご投函
- ・電子メールによる送付
電子メールアドレス：saiene.jigyoka@a2.kepco.co.jp
- ・以下宛先への郵送
宛先：〒530-8270
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
再生可能エネルギー事業本部 事業開発第二グループ 宛

(2) 提出期限

2019年9月17日（火）【郵送の場合は当日消印有効】

(3) 意見書様式 [PDF 82.43KB]

○自治体（大分県、大分市）のホームページに掲載したお知らせ

- ・大分県のホームページ

The screenshot shows the official website of Oita Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the Oita Prefectural Government logo, language options (English, Chinese, Korean, Tourism), and search functions. Below the navigation bar, there are links to various services and a search bar. The main content area features a prominent banner for a notice regarding the publication of an environmental impact assessment for a wind farm project. The banner includes the title, a brief description, and a link to the full document. Below the banner, there is a section for contact information, including the name of the responsible department (Environment and Safety Division) and the contact details for the Oita City Office.

現在地: [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [環境保全課](#) > 「(仮称)大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の公表について

「(仮称)大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の公表について

[Tweet](#) [いいね!](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2019年8月1日更新

「(仮称)大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の公表について

関西電力株式会社から、「(仮称)大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」が公表されました。

縦覧期間: 令和元年8月1日(木曜日)～9月2日(月曜日)

詳細は以下のサイトにてご確認ください。

[「\(仮称\)大分・臼杵ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の公表について](#)

この情報に関するお問い合わせ先はこちらです

環境保全課
〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号(大分県庁舎別館5階)
大気保全班
Tel: 097-506-3114

[前のページに戻る](#) [このページの先頭へ](#)

- ・ 大分市のホームページ

「（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧・説明会について

大分市と臼杵市の東部にまたがる尾根の一部に風力発電施設の建設を計画している関西電力株式会社が、「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価準備書を作成しましたので、下記のとおり縦覧を行います。また、説明会を開催します。

縦覧

1 事業者の名称

関西電力株式会社

2 対象事業の名称

（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業

3 縦覧期間

令和元年8月1日（木曜日）～9月2日（月曜日）

（土・日曜日、祝日を除く）

4 縦覧場所・時間

市役所本庁舎4階 環境対策課、鶴崎市民行政センター1階、樋田市民行政センター1階、大在市民センター1階、坂ノ市市民センター1階、佐賀関市民センター1階、本神崎連絡所、一尺屋連絡所

午前9時から午後5時15分まで

※ 次のホームページでもご覧いただけます（令和元年8月1日から公開）

[関西電力株式会社（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書（別ウィンドウで開きます）](#)

説明会

日時

令和元年8月25日（日曜日）午前10時～正午

場所

坂ノ市公民館（大分市坂ノ市西1-10-6）

お問い合わせ先

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 事業開発第二グループ

電話 050-7104-6731

お問い合わせ

環境部環境対策課

電話番号：(097)537-5758

ファクス：(097)538-3302

[お問い合わせフォーム](#)

- ・臼杵市のホームページ



Google カスタム検索

検索

[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)

[総合トップ](#)
[市民向け](#)
[観光](#)
[ふるさと納税](#)
[移住・定住](#)

[TOP](#) > [カテゴリー](#) > [市民向け](#) > [生活](#) > [環境・衛生](#)

（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る『環境影響評価準備書』の縦覧および市民説明会について

公開日 2019年8月1日

更新日 2019年8月1日

環境影響評価法に基づき、『環境影響評価準備書』の縦覧および市民説明会を下記のとおり実施します。

準備書の縦覧

- ・事業者 関西電力株式会社
- ・場所 (1) 臼杵市役所環境課（臼杵庁舎1階12番窓口）
(2) 佐志生連絡事務所
- ・期間 (1) 令和元年8月1日（木）～令和元年9月2日（月）※土・日・祝祭日を除く
(2) 令和元年8月1日（木）～令和元年9月2日（月）※土・日・祝祭日、8/13～15を除く
- ・時間 (1) 午前8時30分～午後5時15分
(2) 午前8時30分～午後5時00分

詳しくは[関西電力のホームページ](#)をご覧ください

準備書の市民説明会

- ・場所 臼杵中央公民館
- ・期間 令和元年8月24日（土）14時～16時

お問い合わせ先

関西電力株式会社再生可能エネルギー事業本部 050-7104-6731

臼杵市役所臼杵庁舎 TEL：0972-63-1111（代表）

臼杵市役所野津庁舎 TEL：0974-32-2220（代表）

※直営のダイヤルインや通話料金、電話交換システムに関することは、[お問い合わせページ](#)をご覧ください。

[Twitter](#)
[LINE](#)
[シェア](#)

[市役所のご案内](#)
[サイトポリシー](#)
[リンク・著作権・免責事項](#)
[個人情報の取り扱い](#)
[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)



臼杵庁舎：〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1 TEL：0972-63-1111 FAX：0972-63-7713

野津庁舎：〒875-0292 大分県臼杵市野津町大字野津市328番地の1 TEL：0974-32-2220 FAX：0974-32-2224

開庁時間：月～金曜日 8時30分から17時15分まで（祝日・休日・年末年始を除く）

一部の窓口業務を18時まで延長しています。

Copyright © Usuki City. All Rights Reserved.



このページの先頭へ戻る

22

意見書

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

2: 本意見書にご意見が書ききれない場合は、裏面又は「続き」とご記入の上、新しい意見書をお使い下さい。

○当社ホームページに掲載した意見書（ダウンロード用）

「(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見書

項目	ご記入欄
氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名)	
住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
準備書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)	

注1：本意見書の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：本意見書にご意見が書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使い下さい。